

## ドイツの裁判所における相続手続き —所有者不明土地問題の手がかりとして—

平成国際大学 法学部 法学科 教授 小西 飛鳥  
こにし あすか

### 1. はじめに

ドイツ法において相続が発生した場合の手続きを調査するために、2019年8月下旬にドイツの裁判所における相続手続きに関する調査を行った。ニーダーザクセン州のツェレ (Celle) 区裁判所及びハノーファー (Hannover) 区裁判所の2か所である。その目的として、文献等で遺産裁判所における相続証明書の発行について読むことができるが、その実態を現場で携わっている裁判官や司法補助官から確認したいということがあった。以下では、ドイツ区裁判所での訪問の様子を紹介するが、その前に簡単にドイツの裁判所及び裁判所の専門職員である司法補助官について説明しておくことにする。

### 2. ドイツの裁判所

ドイツの裁判制度は、連邦憲法裁判所を別にとすると5つの系列に分かれており、民事裁判所は通常裁判権の系列に属している。わが国の最高裁判所に相当する連邦通常裁判所、および下級裁判所としての高等裁判所、地方裁判所、区裁判所がある。組織上、連邦通常裁判所は連邦司法省の下に位置付けられるのに対し、下級裁判所は州の管轄に置かれている<sup>1</sup>。

区裁判所が管轄する事件には民事事件（訴訟物

の価額が5000ユーロ以下の事件、使用賃貸借事件、督促手続き）、刑事事件以外に、家事事件、住居所有権事件、土地登記事件、遺産事件、後見及び世話事件、執行事件、商業登記事件がある。わが国とは異なり、土地登記及び商業登記について、裁判所にその管轄があるのが特徴である。また、遺産事件を扱う部門を指して、遺産裁判所と称している<sup>2</sup>。

今回訪問したツェレ区裁判所及びハノーファー区裁判所が属するニーダーザクセン州には、3つの高等裁判所、11の地方裁判所及び82の区裁判所が設けられている<sup>3</sup>。

### 3. 相続手続きにおける司法補助官の役割

ドイツ法においては、被相続人の死亡により、相続という登記簿外での権利変動が原因で、土地登記簿上不真正の状態が生じると、この登記と実体関係の齟齬を除去するための手段として訂正登記請求権が用意されている (BGB894条)<sup>4</sup>。相続人は、この訂正登記請求を行う権限を有しており (GB0 (ドイツ土地登記法) 13条1項)、相続人がこの権限を行使することが予定されている。この登記申請を行う際に、相続人は、相続により土地登記簿が実体と乖離したこと、つまり登記の不真

<sup>2</sup> Alfrede Zausinger, Besuch einer Gerichtsverhandlung, 2014, S. 36-54.

<sup>3</sup> <https://www.geobasisdaten.niedersachsen.de/mj/>

<sup>4</sup> 石川清・小西飛鳥『ドイツ土地登記法』(三省堂、2011年) 192頁以下も参照されたい。

<sup>1</sup> 村上淳一＝守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門 [改訂第9版]』(有斐閣、2018年) 284頁。

正についてGB022条1項1文に基づき証明しなければならないが、この証明をするために相続証書の提出が必要(GB035条1項1文)とされている<sup>5</sup>。

この相続証書は、遺産裁判所が相続人に付与する相続権についての証明である(BGB2353条参照)。この相続証書の付与は、区裁判所のみが管轄を有しており、遺産の多寡によって管轄が変更されることはない<sup>6</sup>。

遺産裁判所において相続証書の付与手続きを主に担うのは司法補助官(Rechtspfleger)である<sup>7</sup>。司法補助官とは、裁判事務を独立かつ自己の責任で処理すべく権限を委譲された司法公務員である。彼らは、裁判所における上級公務員に属する<sup>8</sup>。区裁判所の管轄である土地登記事件についても権限を認められている。

原則として司法補助官が裁判官に代わって相続証書の付与手続きを担っていることから、裁判官の負担を軽減することができ、同時に相続手続きに法律の専門家が関与できる仕組みとなっている。

#### 4. ツェレ区裁判所及びハノーファー区裁判所での調査

ツェレ区裁判所とハノーファー区裁判所を訪問するに先立ち、次のような質問を送った。

1. 相続事例において、相続証書の発行はスムーズに行われているか。ちなみに、日本は相続証書の制度は設けていない。
2. 法定相続人が、相続手続きを行うことが煩雑であるという理由で、相続手続きについて法定相続人が何もせずに放置しておくことはあるか。この質問をしたのは、日本では相続人が相続手続きをしないままにしているという状況が多く存在するからである。
3. 土地を相続した相続人は、速やかに登記申請を行うか。この質問をしたのは、日本では、相続事例において土地登記の申請がなされずにそのままとなっているからである。
4. 相続証書の申請をするのは、一般的には相続人自身、または代理人としての公証人または弁護士か。
5. 相続証書の申請の内容は、法定相続分を示すものか、それとも遺産分割協議に基づく相続分か。つまり、土地登記の申請については、法定相続分の登記をするのか、それとも遺産分割協議に基づく相続分を申請するのか。
6. 相続人が土地登記の申請をせずにそのままにしていることはあるか。そのままに放置している場合、ニーダーザクセン州は強制金を課しているか。また、裁判所が職権で登記をすることはあるか。
7. 相続人が相続放棄をしたことにより、土地が国庫に帰属することはあるか。その場合、価値のない土地の場合はどうなるか。
8. 被相続人が死亡し相続が開始したが、相続手続きをしないままに時間が経過し、相続人がさらに死亡した場合、現在の土地の所有者が不明となる可能性があると思われるが、そのような事態は発生しているか。

<sup>5</sup> Beck'sches Notar-Handbuch, 6. Aufl., 2015, Rz. 500.

<sup>6</sup> Walter Zimmermann, Erbrecht, 4. Aufl., 2013, Rz. 661.

<sup>7</sup> Kornelia Schmid, Rechtspflegergesetz, 1. Aufl., 2012, Einleitung, Rz. 1.

<sup>8</sup> 司法補助官の学位を得るためには、専門大学(Fachhochschule)における研修期間を含め最低3年の高度な司法教育を要する。司法補助官の歴史は20世紀初頭の裁判所書記官に遡る。徐々に、裁判官の権限が司法補助官に移譲され、1921年以降は土地登記事件及び刑の執行に関する権限が委ねられ、1923年に初めて「司法補助官」という名称が使われるようになった。第2次世界大戦後は裁判所の人手不足に対処するために司法補助官が裁判官の職務とされている事項を含むようになり、1957年2月8日にRpflG(司法補助官法)が制定された。RpflGにおいて初めて裁判所構成員としての地位が定められ、裁判官に留保された職務の一部が、又は裁判官と重ねて司法補助官に移譲された。その後も、改正される毎に職務権限が広くなり、1970年の改正では、登記事件における業務の全てが司法補助官に移譲されて、裁判官に留保されているものはなくなった。Kornelia Schmid, a. a. O., Einleitung, Rz. 2-3.



写真1 クラス判事の執務室にて

ツェレ区裁判所でインタビューに答えてくださったのは、写真左から、ツェレ区裁判所所長のディーター・フィリップ・クラス(Dr. Dieter Philipp Klass)氏、司法補助官アストリド・ハインツ(Astrid Heins)氏である。もう一人女性が同席したが、この方は司法補助官になるための研修を現在受けているとのことであった。クラス判事は、通常は倒産事件を扱う部門で裁判事件を担当しているとのことであった。

1について 非常にスムーズに行われている。相続証書の手続きを開始してから実際に付与されるまで以前は今よりも日数がかかっていたが(1か月程度)、2015年から2016年にかけて相続証書の手続きを効率化するためのプロジェクトを立ち上げ、いかに早くできるようになるのかについて検討した結果、現在は1週間程度で付与されている。中には出生証明書を手に入れるなど日数に時間がかかることはあっても、2週間程度で付与している。

2について 放置しておくということはほとんどない。相続人に相続が開始した場合に何をすべきか、どのような書類が必要なのかについてどこから知識を得るのかについてたずねたところ、ツェレ区裁判所では、例えば、「相続証書—あなたの相続に関する証明」というパンフレットを作成している。このなかで誰が相続証書を申請

できるのか、どのように請求するのか、遺言書とは何かといったことについて簡単に説明している。また、ツェレ区裁判所のウェブサイトで、相続証書を申請する場合に用意する書類についてあらかじめ判断できるようにするためのQ&A<sup>9</sup>が用意されている。原本が必要なのか、謄本で良いのかもわかるように工夫されている。時には、葬儀業者から相続に必要な手続きについてアナウンスされて遺産裁判所に連絡してくる相続人もいる。このように1か所のみからのアクセスではなく、あらゆる場所からあらゆる機会を通じて、必要な情報が届くことが望ましいという考えを持っているとのことであった。また、相続手続きを行うことが相続人にとって面倒ではないのかという問いには、遺産裁判所に電話をして予約をすることができ、待たされることもないため、現在では面倒だとは考えられていない。

<sup>9</sup> [https://www.amsgericht-celle.niedersachsen.de/startseite/abteilungen/nachlass\\_und\\_erbangelegenheiten/nachlassangelegenheiten-132211.html](https://www.amsgericht-celle.niedersachsen.de/startseite/abteilungen/nachlass_und_erbangelegenheiten/nachlassangelegenheiten-132211.html)

「相続証書を申請するためにどのような書類を持参しなければならないか」のQ&A

- 1 被相続人は遺言をしていましたか。  
はい。  
いいえ→3へ
- 2 遺言書はすでに区裁判所で開披されましたか。  
はい。→ツェレ区裁判所に電話をして、担当者の番号<sup>10</sup>に電話をして予約をしてください。→その開披された遺言書と身分証明書を持参してください。  
いいえ。→遺言書の原本と死亡証明書を持参して管轄遺産裁判所で開披手続きを行う必要があります。
- 3 被相続人は土地所有権又は住宅を所有していましたか。  
はい。→土地登記情報証明書を持ってこなければなりません。  
いいえ。
- 4 被相続人は、商業登記簿に登録された会社を有していますか。  
はい。→登記番号及び管轄商業登記所が提示される必要があります。  
いいえ。
- 5 相続証書の申請者は身分証明書によって証明する必要があります。
- 6 被相続人の死亡証明書は、常に必要です。
- 7 被相続人の家族の状況について  
婚姻していた。→被相続人の婚姻証明書が必要です。及び、配偶者の現在の住所証明書が必要です。配偶者はすでに死亡している。→配偶者の死亡証明書が必要です。  
独身。  
離婚→確定された旨の記載の入った離婚決定書が必要です。
- 8 被相続人は子を有していましたか。  
はい。→子の出生証明書が必要です。  
いいえ。→被相続人の出生証明書が必要です。 →11へ
- 9 被相続人の子はすでに死亡していますか。  
はい。→子の死亡証明書が必要です。  
いいえ。→子の現在の住所証明書が必要です。ツェレ区裁判所に電話して予約をしてください。
- 10 死亡した子は、その子（被相続人の孫）を有していましたか。  
はい。→孫の出生証明書が必要です。及び、孫の現在の住所証明書が必要です。  
孫がすでに死亡していた場合に限り、孫の死亡証明書を提示する必要があります。ツェレ区裁判所に電話して、予約をしてください。  
いいえ。→ツェレ区裁判所に電話して、予約をしてください。
- 11 被相続人の両親は生存していますか。  
2人とも生存しています。→両親の婚姻証明書が必要です。及び、両親の現在の住所証明書が必要です。  
ツェレ区裁判所に電話して予約をしてください。  
2人とも死亡しています。→両親の婚姻証明書と両親の死亡証明書が必要です。

<sup>10</sup> 氏名の頭文字で担当者が決められており、例えば氏名の頭文字がBの被相続人であれば、頭文字Bを担当する者に電話で予約をすることになっている。

両親のうちの一人が死亡しています。→両親の婚姻証明書、及び、死亡した親の死亡証明書が必要です。  
生存している親の現在の住所証明書も必要です。

12 被相続人の他に両親は子（被相続人の兄弟）を有していますか。

はい。→兄弟の出生証明書と、兄弟の現在の住所証明書が必要です。

ツェレ区裁判所に電話して予約をしてください。

いいえ。→ツェレ区裁判所に電話して、詳細を問い合わせてください。

このQ&Aに相続人が回答することで、おおよそどのような書類を準備しなければならないかが判断できる。

3について 速やかに登記申請が行われており、登記費用が免除されていることが理由としては大きい。強制金を課すことは非常にまれであり、実際に適用した事例を聞かない。

4について 相続証書の申請自体は相続人が行わなければならない。もしくは公証人のところでもできる。公証人のところで申請するというのは、代理人としてではなく公的権限を有する地位で公証人は受領する。この場合、相続証書の付与にかかる費用は遺産裁判所に申請する場合と同じであるが、公証人のところでは付加価値税（17%）が余分にかかるため、遺産裁判所で申請することが多い。

公証人と弁護士の職務領域の違いについては、相続財産に不動産が含まれているときは、公証人が相続証書の申請、遺産分割協議及び土地の登記申請を行う。相続財産に不動産が含まれていないときは、遺産分割協議及び相続証書の申請を弁護士が行う。

5について 相続証書は、相続人が誰であるのか、及び法定相続分を表すものであり、これにより共同相続の登記が申請される。共同相続には、その登記に持分を示すことはできない<sup>11</sup>。遺産分割協議を行う場合は、遺産分割協議書は公証人が作成し、遺産分割協議を踏まえた登記申請がされる。共同相続人が相続分の割合について

法定相続分と異なる割合の合意があっても、相続証書には合意に基づく相続分を示すことはできない。

6について 相続人が土地登記の申請をせずにそのままにしていることはほぼ、聞いたことがない。それゆえ、強制金を課したり、裁判所が職権で登記をする事例は聞いたことがない。99.9%ない。

7について 相続人が相続放棄をすることは、頻繁にある。この場合、プラスの財産であれば国庫に帰属する。債務超過により相続放棄を相続人がした場合、国庫は債務は引き受けないが、仮に価値のない土地であっても形式的にはプラスの財産になるため土地は国庫に帰属することになる。しかしながら、価値のない土地は考えられない。実際、土地に汚染物質が含まれているような場合でも、競売すれば誰かが必ず購入している。また、土地の所有権放棄の例を聞いたことがない。ドイツではそのような価値のない土地が存在するというのを聞いたことがない。

8について 相続が開始すると、相続人は法定相続分をとりあえず登記をするのが普通である。第1の相続が開始し、時間的な間がなくすぐに第2の相続が開始することはあるが、何もせずにそのままにされることは非常にまれである。その他について ツェレ区裁判所の司法補助官は、28名、裁判官は19名である。

相続証書の撤回については、相続証書が付与されたのち、自筆証書遺言が見つかり、初めに付与した相続証書が撤回される場合はある。その場合は、自筆証書遺言に基づき相続人となった者に対して改めて相続証書が付与されること

<sup>11</sup> 法定相続の持分は、当該不動産の具体的な持分を示すものではないからである。

になる。

ハノーファー区裁判所でインタビューに答えてくださったのは、アーヒム・ヒッペ (Achim Hippe) 副区裁判所長が紹介してくださった、司法補助官ザンドラ・フレク (Sandra Hurek) 氏、ラルフ・アルガーミセン (Ralph Algermissen) 氏である。フレク氏は遺産事件、アルガーミセン氏は土地登記事件を担当している。両氏から残念ながら、写真の公表はしないで欲しいとの要請があったため、区裁判所の外観を代わりに掲載することにした (写真2)。ハノーファー区裁判所は、ハノーファー駅のすぐ裏手の交通至便の場所に位置している。

1について 非常にスムーズに行われている。急ぎで必要な場合は申請当日に発行することもできないわけではないが、通常は1週間程度で付与される。相続人を探す必要がある場合や相続財産を確定する必要がある場合には、数年かかることもある。その際、遺産保護人 (Nachlass-



写真2 ハノーファー区裁判所の玄関前

pfleger) が任命されて、遺産保護人がその調査をすることになる。ハノーファー区裁判所では欠員 (15人) が出ると募集をしているとのことであり、職業は様々であるが法的素養が必要で、弁護士になることが多い。

2について 放置しておくことはほとんどない。相続証書が必要となるのは被相続人が土地を所有していた場合と銀行に口座がある場合であり、そうでなければ死亡証明書があればそれで足りることもあるため、煩雑とは考えられていない。

3について 区裁判所内に遺産裁判所と土地登記所が存在していることから、遺産裁判所は、相続証書の申請がなされた際に併せて土地の情報をコンピューターで検索し、助言を行っている。また、相続開始から2年以内に申請をすれば登記費用が免除されることも助言しており、スムーズな登記申請が図られている。相続人が複数いる場合は、まず共同相続の登記をしたのち、遺産分割協議を公証人の元で行い、その結果に基づき再び登記申請を行っている。公証人の元で遺言書を作成していることも多く、その場合は登記申請をする際に相続証書は不要である。2回相続登記をしなければならないことは、相続人にとって負担と感じているだろうが、制度としては理解してもらわないといけないと考えている。

4について 約3分の2の相続人が、遺産裁判所へ直接申請しており、残り3分の1ほどが公証人のところで申請を行っている。相続人がどのように相続手続きについての情報を得ているのかを聞いたところ、ニーダーザクセン州の司法省が作成しているパンフレット「相続させる・相続する」(後述) や司法省のウェブサイトから得ている。ただ、これらの情報はあくまでも一般的な情報であり、個別の事案に関しては電話での相談で対応している。また、先位相続・後位相続が関係している相続のように複雑な事案については、公証人に依頼するように助言している。

5について まず法定相続分の登記をしてから、

遺産分割協議を行う。遺産分割協議を行ったのち、改めて単独所有の登記を行う。

6について 以前はないわけではなかったが、この10年の間に相続人が相続登記を申請せず、強制金を課すというケースは1例もない。登記申請は純粹に申請するのみで、特に複雑な手続きではないため、それを怠ることはまずない。

7について 土地が国庫に帰属することはまれである。まず、相続人が誰かを探索する調査を行う。相続人の範囲は非常に広範囲で認められているため、見つかることのほうが多い。また見つからないとされて、国庫へ帰属したのち、相続人が現れて返還請求されることもある。土地がからんだ事例でそのような国庫への帰属事例はまずない。現在、たまたま銀行預金について国庫への帰属が発生しその処理をした。

相続人の探索について、相続財産の価値が高い場合には、探偵を雇って調査をすることもある。

8について 土地は価値があると考えられているので、そのような事例はない。所有権の放棄制度はあるが、実務上は出会ったことはない。

ニーダーザクセン州の司法省が発行している「相続させる・相続する」という小冊子がハノーファー区裁判所のロビーに置かれていた。この冊子が興味深いのは、内容は相続に関して市民にとって重要な情報を解説しているものだが、本来の裏表紙が天地をひっくり返して印刷することで表表紙にしてあり、どちら側から開いても1頁目から始まり真ん中あたりで終わっているという作りになっている。そして、片方の側からは「易しい言葉で書かれた相続法に関する重要な情報」と副題がついており、非常に平易な言葉づかい及び短い文章で書かれている。おそらく、ドイツ語が堪能ではない人にとっても理解できるようにということであろう。

遺産裁判所は電話で相続人からの相談に応じるというのが基本であるとのことであった。相続事例は個々に事情が異なるため、相続人の話を聞いて助言を行うとのことであった。

次に示すものは、実際に使われている共同相続証書を翻訳したものである。氏名、生年月日、住所等は○に置き換えている。

区裁判所ツェレ

2019年○月○日

10VI ○○/19

共同相続証書

Aは、○年○月○年に Hary 現在の Bockenem に誕生し、○年○月○日に○○で死亡した。最後の住所地は、○○であった。

Aには配偶者Bと息子が2人いた。

1. 配偶者B

は、○年○月○日に生まれた。  
住所は、・・・・・・である。

相続分 1/2

2. 息子C

は、○年○月○日に生まれた。

住所は、・・・・・・・・である。

相続分 1/4

### 3. 息子D

は、○年○月○日に生まれた。

住所は、・・・・・・・・である。

相続分 1/4

これらの者は、上記の割合で相続した。

氏名 E

(司法補助官)

氏名 E には、今回の調査で質問に答えてくださったツェレ区裁判所の Heins 氏の名前が記されている。

## 5. おわりに

今回は、ニーダーザクセン州の2つの区裁判所を訪問したところ、どちらの区裁判所の回答も相続手続きから土地登記申請手続きへスムーズに行われており、特に問題はないという認識であった。逆に日本ではなぜそのような問題が生じるのかという疑問を持たれた。そこで日本では土地に価値がないことから、相続人にとって負担になっていることを説明したところ、土地に価値がないことは考えられないという反応をどちらの区裁判所の方からも示された。この点に、我が国とは根本的な認識の差があるように思われた。

我が国においても法務局において登記申請のアドバイスを受けられるようになってきているが<sup>12</sup>、まだ十分に周知されているとは言えないように思われる。また、登記申請に関する情報も法務局のウェブサイトに掲載されているが<sup>13</sup>、一般的な説明がされており、個々の相続人について何が必要なのかは判断しづらい。市民に向けた情報提供については、分かりやすく、個別の事案にある程度対応した内容も含まれたものが望ましい。マンパワーの関係から法務局ができることには限界も

あろうことから、境界画定に土地家屋調査士が法務局の職員としての地位で職務を行うように、相続が開始し不動産登記の申請が必要な場面においては、司法書士を法務局の職員として職務に携わることも検討してはどうだろうか。この場合、ドイツの公証人のように公的な地位を付与することが必要であろう。相続が開始した場合に、司法書士をはじめとする不動産登記に関する法律の専門家をたずねることや、不動産登記を管轄する法務局に行くことを市民がすぐに思い浮かべ、かつ実行に移せるような情報の提供が求められる。この場合、法務局と司法書士との間の役割分担、例えば複雑な事案については司法書士を紹介するなどがあってもよい。これらの点については、ドイツの制度のほうが一歩先を歩んでいるように思われた。

最後に、今回の調査には、田口理穂さんに訪問先の予約し、また現地の調査にも同行していただいた。ここに感謝の意を表します。

<sup>12</sup> 法務局のホームページに手続きの案内及び相談に応じてもらえる旨の記載がある (<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan4.html>)。

<sup>13</sup> <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html#19>